

日本脳炎予防接種 特例措置対象者の接種について(令和7年度)

【特例措置】 平成17年から平成21年度にかけて接種の積極的勧奨の差し控えが行われたことにより、日本脳炎予防接種を受ける機会を逸した方に対する定期接種

定期接種対象者	生年月日 / 年度	令和7年度	特例措置対象者の接種方法
右記の生年月日のうち 1期、2期の接種が終了していない方	平成16年 4月 2日 ~ 平成17年 4月 1日	21歳 接種不可	①第1期をH20.4.1までに 1～3回接種済の場合 ・2回目、3回目、4回目を6日以上の間隔をあけて接種 ②第1期を7歳6か月未満までに 1回接種済の場合 ・2回目接種から6日以上あけて(概ね1年後に)、3回目を接種 ・3回目接種から6日以上あけて、4回目を接種。 ③第1期を7歳6か月未満までに 2～3回接種済の場合 ・2回目、3回目、4回目を6日以上の間隔をあけて接種 ④第1期を7歳6か月未満までに全く受けていない場合 ・6日以上(標準6～28日)の間隔をおいて2回接種 ・2回目接種から6日以上あけて(概ね1年後に)、3回目を接種 ・3回目接種から6日以上あけて、4回目を接種。
	平成17年 4月 2日 ~ 平成18年 4月 1日	20歳 誕生日前日まで	
	平成18年 4月 2日 ~ 平成19年 4月 1日	19歳	
※法令の規定では、右記の時期に接種可能とされていますが、第1期の接種を3回受けた人は、最後の接種から概ね5～10年毎に1回接種することで脳炎の発症を予防することが可能なレベルの抗体が維持されることが期待されます。接種時期は、これらを総合的に勘案して実施をお願いいたします。			